

佐賀市公共事業評価制度の実施フロー

事業担当部

総務部、企画調整部、経済部、農林水産部、建設部、環境部、市民生活部、保健福祉部、子育て支援部、上下水道局、教育委員会

- (1) 事前評価の対象事業
 - 国の要領等で事前評価の実施が規定されている事業
- (2) 再評価の対象事業
 - ① 事業採択前の準備・計画段階にある公共事業で5年間を経過するもの
 - ② 事業採択後5年間を経過した時点で継続中の公共事業
 - ③ 事業採択後5年間を経過する時点で着工できないことが明らかな公共事業
 - ④ 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中又は未着工の公共事業
 - ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある公共事業
- (3) 事後評価の対象事業
 - ① 前号に規定する再評価を実施した事業
 - ② 国の要領等で事後評価の実施が規定されている事業

佐賀市公共事業評価監視委員会（公開）

- (1) 事前評価の視点
 - ① 事業の必要性
 - ② 事業の有効性
 - ③ 事業の効率性
- (2) 再評価の視点
 - ① 事業の必要性等
 - ② 事業の進捗の見込み
 - ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性
- (3) 事後評価の視点
 - ① 事業効果の発現状況
 - ② 目標の実現状況
 - ③ 改善措置の必要性

事業担当部

総務部、企画調整部、経済部、農林水産部、建設部、環境部、市民生活部、保健福祉部、子育て支援部、上下水道局、教育委員会

- 事前評価、再評価及び事後評価の実施（委員会提言尊重）
- 事前評価、再評価及び事後評価についての必要な対応方針の決定
 - ・ 国への報告
 - ・ その他必要な調整

公表

- 行政資料コーナー、ホームページで評価結果公表